

証券コード 6803  
2020年5月29日

# 株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地  
**ティアック株式会社**  
取締役社長 英 裕 治

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月18日(木曜日)午後5時40分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月19日(金曜日)午前10時   |
| 2. 場 所 | 東京都多摩市落合一丁目43番地<br>京王プラザホテル多摩 4階アポロ<br>新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる可能性がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ( <a href="https://www.teac.co.jp/jp/">https://www.teac.co.jp/jp/</a> ) に掲載いたします。<br>当日ご来場いただく場合は、当社ウェブサイトをご確認のうえお越しくださいますようお願いいたします。<br>また、本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。 |

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teac.co.jp/jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただく場合があります。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンライン等による出席とさせていただく可能性があります。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

## 〈株主様へのお願い〉 会場受付における新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

- ・本定時株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日当日の感染状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただいたうえでご来場賜りますようお願い申し上げます。マスクを着用されない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

株主総会での議決権行使は、極力、ご出席に代えて同封の議決権行使書用紙にて行使いただきますようご協力のほどお願いいたします。

**\* 本年は、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり緩やかに回復し、世界経済も全体としては緩やかに回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に伴う経済活動への影響から、先行きは不透明な状況です。

このような状況の中で当社グループは、音響機器事業のうち高級オーディオ機器事業は、日本発のNo. 1 ハイエンドブランドとしての位置づけを国内外で高める努力を継続し、一般オーディオ機器事業は、中高級機を主軸に据え、競合他社に比べ個性的な製品を創造し、更なる収益力向上を目指してまいりました。音楽制作・業務用オーディオ機器事業では、設備市場においてより広範囲なアプリケーションへ対応すべく製品ラインナップを更に拡充いたしました。情報機器事業においては、医用画像記録再生機器並びに計測機器は前期に引続き海外市場への参入を進めてまいりました。また、新製品の機内エンターテインメント用サーバーの販売を強化いたしました。

当連結会計年度におきましては、為替相場の変動の影響、新型コロナウイルスの影響等もあり売上収益は減少しました。前期には介護記録システム事業譲渡益があったことから営業利益については減益となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は147億4千5百万円（前期比6.0%減）、営業利益は2億8千6百万円（前期比52.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益2千7百万円（前期比47.0%減）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上収益は93億7千万円（前期比9.8%減）となり、セグメント営業利益は8億6千8百万円（前期比21.1%減）となりました。

高級オーディオ機器（ESOTERICブランド）は8月に上市したSACDプレーヤーの一体型フラッグシップモデルや2月に上市した同カテゴリーの中核機種の販売は計画以上の推移となり利益率も更に改善いたしました。他カテゴリーの売り上げ減少と香港の民主化デモや中国のコロナ禍の初期対応の影響で地域の輸出が減少し僅かながらの減収減益となりました。

一般オーディオ機器（TEACブランド）も、更なる中高級価格帯でハイレゾ関連製品のリファレンス・カテゴリーや録音機関連のフルサイズ・コンポ・カテゴリーへのシフト強化で利益率は大きく改善しましたが、欧米向けの輸出やOEMが低調に推移したため、全体として減収となり、引き続き固定費の削減に努めわずかな減益に留めました。

音楽制作・業務用オーディオ機器（TASCAMブランド）は、BtoC事業において、欧米を中心にハンドヘルドレコーダーやオーディオインターフェースなどが一般的に低調となりましたが、注力しているBtoB事業においては、新製品のライブレコーディングミキサーやブルーレイプレーヤーの販売が堅調に推移し、前期から成長いたしました。また、第3四半期連結会計期間に続き第4四半期連結会計期間におきましてもBtoC製品の在庫回転を促進するための販売プロモーションを積極展開いたしました。利益率の高いBtoB製品の売上比率が向上したため売上総利益率は改善しました。第4四半期連結会計期間には新型コロナウイルスの影響によりライブハウスや商業施設向けの新規案件が客先都合により一時凍結されるなどの事態が複数発生いたしました。また、中国工場の稼働遅れから供給不足による受注残も発生いたしました。この結果、音楽制作・業務用オーディオ機器全体としては減収減益となりました。

情報機器事業の売上収益は47億5千4百万円（前期比7.8%増）となり、セグメント営業利益は4億5千5百万円（前期比53.4%増）となりました。

航空機搭載記録再生機器は、海外顧客への出荷が好調に推移、また新製品の機内エンターテインメント用サーバーも、新型コロナウイルスの影響による受注減はあったものの、国内エアラインへの販売により、前期比で増収となりました。計測機器は、データレコーダー関連では既存製品の鉄道関連での需要増に加え、新製品のデータロガーの販売が好調に推移しました。センサー関連は大手半導体製造装置メーカー各社への販売が好調に推移した事から、計測機器全体としては増収となりま

した。医用画像記録再生機器は、消化器内視鏡向けレコーダーは国内のクリニック向けの販売が好調に推移、また手術画像用レコーダーも国内外で好調を維持、特に南米市場の開拓が進行したことから、第4四半期においては医療現場におけるコロナウイルス対応優先による影響を受けたものの、医用画像記録再生機器全体では増収を確保する事ができました。ソリューションビジネスは、Windows7サポート終了によるPC販売が好調、また受託開発が堅調に推移したことから、増収となりました。一部海外販売子会社で継続している産業用光ディスクドライブは、需要減により減収となりました。

その他事業の売上収益は6億2千1百万円（前期比29.9%減）、セグメント営業利益は4千7百万円（前期比20.3%増）となりました。

配当につきましては、未だ十分な内部留保に至っておりませんので、当期も無配のやむなきに至りました。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

企業集団の事業セグメント別売上収益の状況は次のとおりであります。

#### 企業集団の事業セグメント別売上収益

区 分	第71期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		第72期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
音 響 機 器 事 業	百万円 10,384	% 66.2	百万円 9,370	% 63.6	百万円 △1,014	% △9.8
情 報 機 器 事 業	4,411	28.1	4,754	32.2	343	7.8
そ の 他	886	5.7	621	4.2	△265	△29.9
合 計	15,682	100.0	14,745	100.0	△937	△6.0

## (2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上および製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

(設備投資の金額には消費税は含みません。)

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	114	39.1%
情報機器事業	131	4.6%
その他および全社共通	31	16.4%
合計	<u>277</u>	<u>18.1%</u>

また、所要資金は自己資金で賄っています。

## (3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする2金融機関と総額21億4千万円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は21億4千万円であります。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来「記録と再生」をコアに据え、技術革新による記録メディアの変遷とともに、常に高い記録品質を付加価値とする機器を、お客様に提供し続けてきました。しかしながら、インターネットや通信技術の発展に伴い、個人・法人ともに、メディアやその記録再生機器に対するニーズは減少傾向にあります。当社グループは、そのようなニーズの変化について、課題と認識する一方で、競合他社と差別化を図る好機と捉え、音響機器・情報機器の両事業においてネットワーク対応機器およびソリューションの提案・提供を急ぐことで、事業成長を目指します。

新型コロナウイルスの影響は、原材料や商品調達面、また特に欧米を中心とした販売面の両面で、当期第4四半期以降に顕在化した新たな課題であり、かつ中長期

的な影響をもたらすものと認識しています。商品供給においては、これまでスピーディな機器ラインナップ拡充を目的として取り組んできた外部生産パートナーの活用について、商品の安定供給も図るためにも引続き積極的に進めます。販売面においては、一部商品におけるユーザーの購買チャネルの変化へは、流通形態やマーケティング戦略の見直しを図ることで対応します。他方、新型コロナウイルスはユーザーのニーズそのものにも変化をもたらしております。既に提供を開始したネットワーク対応機器およびソリューションは、新たなニーズの一部を満足させるに留まりますので、当社グループがポスト・コロナ社会に貢献でき、且つ優位性を構築できるような製品・ソリューションの開発に、引続き取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 69 期 (2017年 3 月期)	第 70 期 (2018年 3 月期)	第 71 期 (2019年 3 月期)	第 72 期 (当連結会計年度 (2020年 3 月期))
売 上 収 益 (百万円)	17,346	17,016	15,682	14,745
営 業 利 益 (百万円)	295	330	601	286
税 引 前 当 期 利 益 (百万円) (△損失)	△8	324	291	69
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△損失) (百万円)	△52	249	51	27
基本的 1 株 当 たり 当期利益 (△損失) (円)	△0.18	0.86	1.77	0.94
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 (百万円)	571	825	1,145	1,323
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	1.98	2.86	39.76	45.93
資 産 合 計 (百万円)	11,192	10,285	9,316	9,540
資 本 合 計 (百万円)	638	911	1,320	1,417

- (注) 1. 当社は国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。  
 2. 第71期より2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、上記の基本的1株当たり当期利益は、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は、Gibson Holdings, Inc.およびGibson Brands, Inc.であります。Gibson Holdings, Inc.は、当社の株式15,745千株 (議決権比率54.84%) を直接保有する当社の親会社であります。Gibson Brands, Inc.は、Gibson Holdings, Inc.の親会社であり、当社の株式15,745千株 (議決権比率54.84%) を間接保有する当社の親会社であります。

なお、当社は両社と資本・業務提携契約を締結しております。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 38,360	100.0	当社製品の販売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級オーディオ機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当社製品の販売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当社製品の販売
ティアックオンキョーソリューションズ株式会社	¥ 90,000	80.0	ソフト開発およびシステム機器販売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO., LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達および仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音響機器の製造販売
エソテリック株式会社	¥ 90,000	100.0	高級オーディオ機器の販売
ティアックカスタマーソリューションズ株式会社	¥ 10,000	100.0	当社製品のサービス
ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当社製品の販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。  
 2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD. であります。  
 3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 製 品
音 響 機 器 事 業	高級オーディオ機器、一般オーディオ機器、 音楽制作・業務用オーディオ機器
情 報 機 器 事 業	航空機搭載用記録再生機器、医用画像記録再生機器、 計測機器 (トランスデューサー、データレコーダー)、 ソリューションビジネス 産業用光ドライブ

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社および工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社および工場	中国 広東省

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
633 名	△33 名

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	2,140 百万円

(注) シンジケートローンは株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする2金融機関によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,809,467株 (自己株式122,246株を除く)
- (3) 株主数 12,103名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G i b s o n H o l d i n g s , I n c .	15,745	54.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	507	1.76
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	343	1.19
オ ン キ ヨ ー 株 式 会 社	289	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	288	1.00
楽 天 証 券 株 式 会 社	260	0.90
佐 野 弘 長	214	0.74
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	201	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	185	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	136	0.47

(注) 持株比率は、自己株式 (122,246株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役	ヘンリー・イー・ジャスキヴィツ	Gibson Brands, Inc. コンサルタント
取 締 役	デビット・ペリーマン	Gibson Holdings, Inc. 取締役
取 締 役	ジェイムズ・ロバート・カーレイ	Gibson Brands, Inc. CEO
取 締 役	キンバリー・スザンヌ・マツウーン	
取 締 役	ジョン・アレクサンダー・キャンベル	Gibson Brands, Inc. ITディレクター
取 締 役	ブライアン・デビット・フォリス	Gibson Brands, Inc. Taxディレクター
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 村 邦 彦	
取 締 役 (監査等委員)	原 琢 己	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役であります。また、原 琢己および坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（常勤監査等委員）吉村邦彦氏は当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、また、取締役（監査等委員）坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、吉村邦彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	12名	67百万円
取締役（監査等委員）	3名	22百万円
合 計	15名	89百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 （監査等委員）	原 琢 己	当期開催の取締役会5回および監査等委員会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	坂 口 洋 二	当期開催の取締役会5回および監査等委員会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員（2名）の報酬等の総額は、10百万円であります。当社の2020年5月22日付け「Global Acoustic Partners LLCによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社株式の公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として設置した独立した特別委員会を設置しており、社外役員の報酬額には、当該特別委員会の委員としての報酬が含まれております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 59百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載していません。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である米国会計基準に基づく監査業務についての対価を支払っております。

(4) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社5社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 業務執行取締役は、株主総会、取締役会および関連資料等、業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行う。
  - 2) 業務執行取締役は、上記情報の保存および管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、内部監査室、会計監査人、社内関連部門が閲覧できるよう保存期間管理する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 取締役会は、損失の危険の管理を統括する組織として、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、当該委員会は、当社企業グループのリスクマネジメント業務を統括する。取締役会は、当社企業グループ横断的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行う。
  - 2) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループに内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、当社企業グループのリスクマネジメント状況を監督し、毎年度見直しを行う。当社企業グループにおいては、平時は、当社各部門および各子会社においてリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事は「危機管理規程」に従い、当社企業グループ全体として対応することとする。
- ③ 業務執行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会は、定時取締役会、臨時取締役会により、会社法の要請に基づく重要事項の決定並びに業務執行取締役の業務執行状況の監督等を行う。さらに、経営効率を向上させるため、全取締役および執行役員等の事業責任者が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。当社においては、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。
  - 2) 当社企業グループの業務執行について、業務執行取締役および執行役員等の事業責任者は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、当社企業グループの経営目標を設定し、それらは取締役会において決議される。当社各部門および各子会社においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行し、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行う。
  - 3) 当社企業グループは、日常の業務の遂行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとる。

- ④ 業務執行取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループのコンプライアンスを統括する。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、業務執行取締役は、使用人がコンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
  - 2) 当社は、公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、業務執行取締役・使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならぬと定めており、運用状況を四半期毎に取締役会に報告する。会社は通報者、通報内容について開示しないものとする。各当社子会社においても、同法若しくは適用される同種の法令を準用して、同等の内部通報制度を運用する。
  - 3) 「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
  - 4) 業務執行取締役は、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を毎年度評価、報告する体制を整備し運用する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 業務執行取締役は、当社企業グループ各社の業務執行取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて取締役、内部監査室、社内関連部門の閲覧可能な状態とする体制を整備する。
  - 2) 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」を通じて、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努める。
  - 3) 内部監査室は、当社および当社企業グループの組織体制の整備および業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととする。
- ⑦ ⑥の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会の意見を考慮して行う。
  - 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
  - ⑧ 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
    - 1) 業務執行取締役は、当社企業グループに係り、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項）並びに各業務執行取締役の職務の状況についての報告を実施するための体制をとる。
    - 2) 業務執行取締役および執行役員等の事業責任者は、当社企業グループの重要な業務の執行状況について監査等委員会へ報告をするための体制をとる。
    - 3) 業務執行取締役は、監査等委員会の業務監査にあたり使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
    - 4) 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知する。
    - 5) 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を業務執行取締役および使用人に周知徹底する。
    - 6) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査等委員会に定期的に報告をするための体制をとる。
  - ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - 1) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的又は随時会合をもち、意見交換を行い、相互の意思疎通を図れる体制をとる。
    - 2) 当社は、監査等委員会が、業務執行取締役および使用人に、業務に関する説明又は報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
    - 3) 当社は、監査等委員会が、必要に応じて内部監査室および内部監査に関連する管理部門に調査を求める場合、迅速かつ適切に対応する体制を整える。
    - 4) 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 監査等委員会設置会社への移行  
当社は、2016年6月21日開催の第68回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。
- ② 法令遵守体制  
当社は、海外子会社の現地社員にも共通して適用される「ティアックグループコンプライアンス規程」を日本語・英語版にて策定しており、子会社各社への送付、イントラネット上への掲載、研修等の方法により周知させ、コンプライアンスの徹底を図っております。  
当社グループ会社の役職員の職務分掌に係り必要となる法令については、各法令の主管部門より随時関連する法令情報等の提供および指導を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。  
また、当社は内部通報制度を設けており、取締役会へ通報状況の四半期報告を実施し、コンプライアンスの実効性向上に努め、ハラスメント防止規程を運用することにより、社内の健全な労働環境維持を図っております。
- ③ リスク管理  
当社は、「ティアックグループリスク管理方針」を策定し、グループ会社を含めたリスク管理を行っております。  
年度毎に、ビジネスリスクマネジメント委員会が中心となり、リスクアセスメント、リスク管理テーマの設定、対策、対策状況モニタリング、結果総括を実施するとともに、取締役会へ対応状況の四半期報告を実施し、リスク状況のタイムリーな把握と対策実施によるリスクの低減に努めております。
- ④ グループ会社管理  
当社は、「関係会社管理規程」を策定し、子会社の管理方針および管理体制を定め、子会社の指導を行うとともに、必要なサポートを行っております。  
また、子会社への取締役および監査役の派遣、内部監査室による内部監査を実施して、当社グループにおける業務の適正性を確保しております。
- ⑤ 監査等委員会の監査  
当社は、監査等委員会を毎月開催し、監査方針等の協議決定および監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し随時意見を述べたほか、内部監査室や会計監査人と相互連携し、また、実査、往査も行い、監査の実効性確保に努めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を四捨五入して表示しております。また、比率は表示桁未満を四捨五入してしております。

## 連結財政状態計算書(国際会計基準)

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>		<b>負 債</b>	
<b>流 動 資 産</b>	7,052	<b>流 動 負 債</b>	5,499
現金及び現金同等物	1,479	借 入 金	2,802
営業債権及びその他の債権	3,218	リ ー ス 負 債	336
棚 卸 資 産	2,081	営業債務及びその他の債務	880
その他の流動資産	274	引 当 金	596
<b>非 流 動 資 産</b>	2,488	未 払 法 人 所 得 税	41
有 形 固 定 資 産	2,099	その他の流動負債	845
無 形 資 産	159	<b>非 流 動 負 債</b>	2,623
その他の投資	6	借 入 金	51
繰延税金資産	41	リ ー ス 負 債	520
その他の金融資産	152	退職給付に係る負債	1,989
その他の非流動資産	30	引 当 金	41
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,540</b>	繰 延 税 金 負 債	9
		その他の非流動負債	13
		<b>負 債 合 計</b>	<b>8,123</b>
		<b>資 本</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	1,323
		資 本 金	3,500
		資 本 剰 余 金	36
		自 己 株 式	△121
		利 益 剰 余 金	1,158
		利 益 剰 余 金	△3,430
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の資本の構成要素	181
		<b>非 支 配 持 分</b>	94
		<b>資 本 合 計</b>	<b>1,417</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>9,540</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 連結損益計算書(国際会計基準)

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	14,745
売 上 原 価	8,272
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>6,473</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,225
そ の 他 の 損 益	38
<b>個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益</b>	<b>286</b>
<b>営 業 利 益</b>	<b>286</b>
金 融 収 益	4
金 融 費 用	222
<b>税 引 前 当 期 利 益</b>	<b>69</b>
法 人 所 得 税 費 用	37
<b>当 期 利 益</b>	<b>32</b>
当 期 利 益 の 帰 属 先 :	
親 会 社 の 所 有 者 持 分	27
非 支 配 持 分	5
<b>合 計</b>	<b>32</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 連結持分変動計算書(国際会計基準)

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	利益 剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2019年4月1日残高	3,500	—	△121	806	△3,430
当期包括利益					
当期利益				27	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	—	27	—
所有者との取引等					
自己株式の取得			△0		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				325	
連結子会社に対する所有者持分の変動		36			
所有者との取引等計	—	36	△0	325	—
2020年3月31日残高	3,500	36	△121	1,158	△3,430

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の 資本の構成要素	合計		
2019年4月1日残高	391	1,145	174	1,320
当期包括利益				
当期利益		27	5	32
その他の包括利益	115	115		115
当期包括利益合計	115	142	5	147
所有者との取引等				
自己株式の取得		△0		△0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△325	—		—
連結子会社に対する所有者持分の変動		36	△85	△49
所有者との取引等計	△325	36	△85	△49
2020年3月31日残高	181	1,323	94	1,417

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,619</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,053</b>
現金及び預金	1,081	支払手形	310
受取手形	347	買掛金	241
売掛金	1,452	短期借入金	2,510
商材	673	関係会社短期借入金	3,052
原材料	456	1年内返済予定の長期借入金	132
前払費用	142	リース債務	4
関係会社短期貸付金	195	未払金	198
未収入金	258	未払費用	141
その他	31	未払法人税等	68
貸倒引当金	△19	前受金	103
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,064</b>	預り金	19
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,561</b>	賞与引当金	118
建物	326	製品保証引当金	38
構築物	0	返品調整引当金	38
機械及び装置	0	未払消費税等	75
車両運搬具	0	その他	0
工具、器具及び備品	146	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,184</b>
土地	1,074	長期未払金	0
リース資産	12	長期借入金	51
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>62</b>	リース債務	8
ソフトウェア	60	退職給付引当金	2,115
その他	2	その他	8
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,440</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,237</b>
投資有価証券	6	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
関係会社株式	6,382	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,446</b>
長期前払費用	3	資本金	3,500
長期未収入金	45	資本剰余金	54
敷金及び保証金	112	その他資本剰余金	54
破産更生債権等	171	利益剰余金	13
その他	5	その他利益剰余金	13
貸倒引当金	△287	繰越利益剰余金	13
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,684</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△121</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,446</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>12,684</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,666
売 上 原 価		5,632
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		△12
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,047</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,130
<b>営 業 損 失</b>		<b>△83</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	51	
受 取 地 代 家 賃	111	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	21	
為 替 差 益	4	
そ の 他	1	193
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	141	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	25	
不 動 産 賃 貸 原 価	24	
そ の 他	3	194
<b>経 常 損 失</b>		<b>△83</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	100	100
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24	24
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		<b>△7</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△0	△0
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>△7</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
2019年4月1日残高	3,500	54	20	△120	3,453	-	3,453
当期変動額							
当期純損失			△7		△7		△7
自己株式の取得				△0	△0		△0
当期変動額合計	-	-	△7	△0	△7	-	△7
2020年3月31日残高	3,500	54	13	△121	3,446	-	3,446

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森部 裕次 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森部 裕 次 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉村 邦彦 ㊟

監査等委員 原 琢己 ㊟

監査等委員 坂口 洋二 ㊟

(注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討されましたが、特段の意見はありません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<small>はなぶさ</small> <small>ゆうじ</small> <b>英 裕 治</b> (1961年9月17日生)	1985年4月 当社入社 2001年2月 当社タスカム部長 2004年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネジャー 2005年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 2006年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	15,600株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、音響機器事業に従事し、執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント等を経て、2006年から業務執行の最高責任者である取締役社長、現在では取締役社長CEOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	<small>のむら</small> <small>よし</small> <small>ひで</small> <b>野 村 佳 秀</b> (1954年8月11日生)	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社業務企画部長 2003年8月 当社財務部長 2004年6月 当社執行役員財務部長 2007年6月 当社取締役財務部長 2010年4月 当社取締役コーポレート本部長 2012年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 2013年4月 当社取締役財務担当 2013年6月 当社取締役CFO（現任）	9,000株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役コーポレート本部長等を経て、現在では取締役CFOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	よし むら くに ひこ 吉 村 邦 彦 (1957年4月21日生)	1981年4月 当社入社 2001年8月 ドイツ現地法人財務部長 2005年5月 当社情報企画部長 2008年7月 当社内部監査室長 2010年4月 当社財務部長 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	3,300株
		[監査等委員である取締役候補者とした理由] 入社以来、主に財務・経理、監査関連業務に従事し、数か国における海外現地法人勤務や内部監査室長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、財務および会計等に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とした。	
2	はら たく み 原 琢 己 (1971年8月11日生)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2001年10月 安井総合法律事務所入所現在に至る 2011年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年1月 安井・原法律事務所所長（現任）	0株
		[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 弁護士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	さか ぐち よう じ 坂 口 洋 二 (1972年7月24日生)	1996年4月 中央監査法人入所 1999年1月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所入所 2000年11月 公認会計士登録 2001年9月 クレディ・スイス・ファースト・ポストン証券会社東京支店入社 2005年10月 坂口洋二公認会計士事務所所長 2006年5月 税理士登録 2006年10月 AIGジャパン・パートナーズ株式会社入社 2012年10月 坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長(現任) 2013年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、原 琢己、坂口洋二および吉村邦彦、三氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、三氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 原 琢己および坂口洋二の両氏は、現在当社の監査等委員であります。監査等委員としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年、社外監査役としての在任期間を通算するとそれぞれ9年および7年となります。

以 上

